

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和元年 5 月 3 1 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

本件処分通知書に記載された 7 6, 2 0 3 円は、保護変更決定通知書（先行各処分のうちの 1 つ）に記載された返納金額 7 8, 8 3 0 円と一致していないため無効である。

また、この計算だと、生活扶助費として支給される実額は 2, 6 2 7 円になる。請求人は住居等維持のための光熱費・通信費・共益費等の支払が存在し、この 5 月も請求人の銀行口座から引き落とされているのだから、生活扶助費の全てを対象にして返還を求めることはできない。なお、法 8 0 条に基づき消費した生活保護費は返還をさせないことができるとしている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年1月5日	諮問
令和3年3月8日	審議（第53回第3部会）
令和3年4月15日	審議（第54回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準と

された金額から控除されることになる。

(2) 保護の変更

法 25 条 2 項及び同項で準用する 24 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 保護の停止

法 26 条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(4) 届出義務

法 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、すみやかに、福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(5) 返還の免除

法 80 条は、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができるとしている。

また、法 80 条にいう「やむを得ない事由」とは、消費、喪失の事由ではなく、返還することのできないことについてのやむを得ない事由であるとされている（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』社会福祉法人全国社会福祉協議会、昭和 60 年、629 頁）。

(6) 被保護者が留置された場合の取扱い

「生活保護運用事例集 2017」（平成 29 年 3 月東京都福祉保健局生活福祉部保護課。以下「運用事例集」という。）問 8 -

29は、その答として、被保護者が被疑者として警察署に勾留、拘束された場合、刑事行政の一環として措置されるべきものであることから、この期間における生活保護制度による最低生活費の計上は必要ないとされており、当該被保護者が警察署に留置、拘束されている間の最低生活費については、日割り計算を行って削除（減額）することとなるとしている。

また、単身の被保護者が警察官署に留置された事実が確認されたときには、住宅費について、留置の日の翌日付けですべての最低生活費の計上を停止する（保護の停止）こととし、また、公訴の提起がなく釈放された場合は、釈放の日をもって、最低生活費の計上停止を解除するものとし、釈放の日が留置の日の翌月であるときには、留置の日の属する月分の住宅費の過渡金については、法80条免除の取扱いを行うとともに、釈放の日の属する月分の住宅費1か月分全額を計上する（生活費については、日割り計算による計上となる。）とし、これらの措置は、被保護者が居宅にいなくなる実態からとるものであるので、留置や公訴の提起による勾留がない限り、停止又は廃止をする必要はないものとしている。

さらに、罰金刑や科料を科された場合は基本的に身柄を拘束されることはないが、完納することが困難なため労役に服する場合には、保護を廃止することとなる（短期間（6か月以内）の場合は停止）としている。

(7) 局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として作成されたものである。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が平成31年4月5日（本件入所日）から同年5月31日（本件出所日）までの間、

〇〇拘置所における労役に服したため、請求人に対する保護を、同年4月6日から同年5月31日まで停止し、その保護の停止は、同日（5月31日）、解除されたことが認められる。そして、この保護停止の解除を受けて、処分庁は、同年5月分の保護費として56,327円（同月分の生活扶助費の日割分である同日の1日分の生活扶助費2,627円及び5月分の住宅扶助費53,700円の合計額）を支給することを決定した（本件処分）ことが認められる。

ところで、運用事例集問8-29（1・(6)）の問答にある「被保護者が被疑者として警察署に拘留、拘束された場合」の取扱いについての記載は、同問答に、「労役に服する場合」の保護の停廃止についても記述されていることから、同問答の記載内容は、請求人が労役に服した場合についても同様に適用できるものと解される。

そうすると、出所の日をもって、最低生活費の計上停止を解除し、出所の日が留置の日の翌月である場合、出所の日属する月分の住宅費1か月分を計上し、生活費は日割り計算により計上するとされていることから（同）、処分庁が、同年5月分の保護費のうち、住宅扶助費として、本件出所日属する月である同年5月分1か月分の53,700円を計上し、生活扶助費として、本件出所日1日分の生活扶助費を日割りで計上した上で、本件処分を行ったことに、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件処分通知書に記載された返還額76,203円が、保護変更決定通知書（先行各処分のうちの1つ）に記載された返還金78,830円と一致していないため無効であると主張している。

しかし、当該処分と本件処分は別個の処分であるため、当該通知書と本件処分通知書の記載の違いをもって、本件処分を違法又は不当ということはできない。

また、請求人は、労役に服している間も、住居等維持のための光

熱費・通信費・共益費等の支払が存在しているから、生活扶助費の全てを対象にして返還を求めることはできず、法80条に基づき消費した生活保護費は免除すべきとも主張している。

しかし、法80条にいう「やむを得ない事由」とは、消費、喪失の事由ではなく、返還することのできないことについてのやむを得ない事由であるとされ(1・(5))、同条は、その事由があると処分庁が認めるときは、返還させないことができる裁量を処分庁に与えているところ(同)、請求人にこのような事由があったとは認められないから、処分庁が、法80条を適用しなかったことに、違法又は不当な点は認められない。

そして、本件処分が上記1の法令等の定めに則って適正になされたものであると認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成